

平成 29 年 6 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 6 月 30 日(金曜日)午後 1 時 00 分～

2. 場 所 村民会館 2 階 研修室 2

3. 出席委員 13 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	3 番 松本 増男
4 番 川田 忠宏	5 番 西村 茂	6 番 岩宗 勇次
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
	14 番 白石 裕二	
	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 3 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 33～52）
議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件
議案第 3 号 あっせん申し出について 1 件
議案第 4 号 時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について 1 件
議案第 5 号 その他

(開会時刻午後 1 時 00 分)

議長 　　ただいまから 6 月定例会を開催します。本日の出席委員は 13 名であります。欠席者は 3 名です。出席委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は高松敏子委員と門脇久仁彦委員にお願いします。

議長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 33～52）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今日は 20 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 33 番ですが、大字和食字國門甲 1426 番地 1、甲 1427 番地、甲 1429 番地で地目は田、面積は 315 ㎡、363 ㎡、390 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 8 月 1 日から H39 年 7 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 34 番ですが、大字和食字東入野甲 3008 番地 1、甲 3008 番地 2、甲 3009 番地、甲 3010 番地 1 で地目は田、面積は 751 ㎡、241 ㎡、1,234 ㎡、495 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は H29 年 7 月 1 日から H34 年 6 月 30 日までの 5 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 35 番ですが、大字和食字城福寺甲 5203 番地で地目は田、面積は 2,438 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 6 月 1 日から H32 年 5 月 31 日までの 3 年です。作付けは水稻です。賃借料は 1 反当り 2.5 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　受付番号 36 番ですが、大字和食字西入野甲 2916 番地 1、甲 2916 番地 2、甲 2916 番地 3、甲 2916 番地 4、甲 2916 番地 5 で地目は田、面積は 738 ㎡、466 ㎡、238 ㎡、300 ㎡、1,000 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は H29 年 9 月から H59 年 8 月までの 30 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

　　受付番号 37 番ですが、大字和食字西入野甲 2917 番地 1、甲 2917 番地 2、甲 2917 番地 3、甲 2917 番地 4、甲 2917 番地 5、甲 2917 番地 6 で地目は田、面積は 1,977 ㎡、224 ㎡、641 ㎡、135 ㎡、148 ㎡、145 ㎡です。譲渡人は〇〇

さん、譲受人は〇〇です。期間は H29 年 9 月から H59 年 8 月までの 30 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号 3 8 番ですが、大字和食字コウチ甲 5279 番地で地目は田、面積は 1,367 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 8 月から H59 年 7 月までの 30 年です。作付けはナスです。賃借料は 6 俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号 3 9 番ですが、大字馬ノ上字和田 2160 番地で地目は田、面積は 1,084 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

受付番号 4 0 番ですが、大字馬ノ上字和田 2145 番地で地目は田、面積は 1,718 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑧のとおりです。

受付番号 4 1 番ですが、大字馬ノ上字和田 2148 番地で地目は田、面積は 933 m²の内 473 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑨のとおりです。

受付番号 4 2 番ですが、大字馬ノ上字和田 2170 番地で地目は田、面積は 3,185 m²の内 1,252 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑩のとおりです。

受付番号 4 3 番ですが、大字馬ノ上字和田 2151 番地で地目は田、面積は 925 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはピーマンです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑪のとおりです。

受付番号 4 4 番ですが、大字馬ノ上字和田 2150 番地、2154 番地で地目は田、面積は 764 m²の内 246 m²、698 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはピーマンです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑫のとおりです。

受付番号 4 5 番ですが、大字馬ノ上字和田 2170 番地で地目は田、面積は 3,185 m²の内 1,933 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑬のとおりです。

受付番号 4 6 番ですが、大字馬ノ上字和田 2161 番地で地目は田、面積は 2,396 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑭のとおりです。

受付番号 4 7 番ですが、大字馬ノ上字和田 2150 番地で地目は田、面積は 764 m²の内 518 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑮のとおりです。

受付番号 4 8 番ですが、大字馬ノ上字和田 2149 番地で地目は田、面積は 1,007 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑯のとおりです。

受付番号 4 9 番ですが、大字馬ノ上字和田 2148 番地で地目は田、面積は 933 m²の内 460 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑰のとおりです。

受付番号 5 0 番ですが、大字馬ノ上字和田 2159 番地 1、2159 番地 2 で地目は田、面積は 1,000 m²、1,324 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 7 月 1 日から H39 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑱のとおりです。

受付番号 5 1 番ですが、大字馬ノ上字東木戸 2416 番地 1、2416 番地 2 で地目は田、面積は 1,847 m²、100 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は H29 年 7 月 1 日から H30 年 6 月 30 日までの 1 年です。作付けはナスです。賃借料は 75,000 円です。場所については別紙図面⑲のとおりです。

受付番号 5 2 番ですが、大字和食字藤原甲 4769 番地、甲 4770 番地、甲 4771 番地、甲 4772 番地で地目は田、面積は 862 m²、558 m²、545 m²、1,605 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は H29 年 7 月 3 日から H39 年 7 月 2 日までの 10 年です。作付けは水稻です。賃借料は 41,054 円です。場所については別紙図面⑳のとおりです。

説明しました 2 0 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定20件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
受付番号1 土地の所在は大字西分字石鎚甲 660 番地 1、地目は畑で面積は360㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。昨日に岩宗委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号1は売買による所有権移転です。

受付番号2 土地の所在は大字西分字石鎚甲 657 番地、甲 658 番地、大字西分字天神前甲 868 番地、甲 870 番地、地目は畑で面積は284㎡、419㎡、228㎡、294㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。昨日に岩宗委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号2は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 3 号議案 あっせん申し出について説明します。
6 月 6 日に地権者〇〇さんより、和食字八反田甲 4868 番地、和食字土居ノ丸甲 5262 番地、地目田、面積 1,358 ㎡、1,299 ㎡の土地を売りたいと申し出がありました。現在は、〇〇さんが稲を耕作しています。売りたい理由としては、〇〇とのことです。単価については相場くらいでということです。この 2 件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 3 号議案について皆さんの意見を求めます。

門脇委員 一度、耕作者の方に話を持っていくように検討してみます。

高松委員 同じく、耕作者の方に話を持って行ってみます。

議 長 それでは、この件を門脇委員、高松委員をお願いします。異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 続きまして第 4 号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 4 号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について説明します。受付番号 1 芸西村西分字紅屋田乙 1040 番地 3、地目 畑、面積 212 ㎡、登記目的は所有権移転、登記権利者 〇〇、登記義務者 〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 4 号議案については法務局からの通知でありますので報告のみとさせていただきます。

議 長 続きまして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか

んか。なければ、これで6月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時00分)

議事録署名委員

高松 敏子

議事録署名委員

門脇 久仁彦
